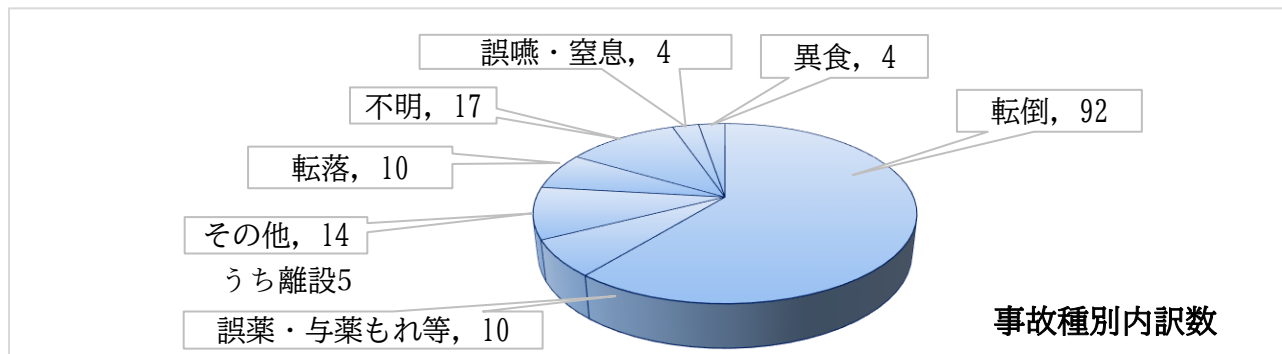


## 介護サービス事業所等における事故について

令和7年10月～令和8年2月までの事故のうち、令和7年度後期に松本市高齢福祉課に提出のあった報告数は 151件（うち死亡事故1件）でした。前年度同時期に比べて7件減少しました。

### 1 事故予防への取り組みをお願いします

期間中の事故後の状況内訳については、受診（外来、往診、自施設で応急処置）87件、入院51件、死亡1件、その他12件でした。種別内訳数は、下記のとおりです。事故はその後の生活に大きな影響を与えます。事故予防への取り組みをお願いいたします。



### 2 認知症の方の行方不明について

令和6年における行方不明者届受理等の状況（警察庁生活安全局人身安全・少年課）によると、令和6年の認知症に係る行方不明者数（在宅含む）は、1万8,121人でした。そのうち死亡者は、491人であり、その77.8%に当たる382人が行方不明となった場所から5km圏内で死亡確認されています。（山林、河川・河川敷、用水路・側溝等にて発見）これは、在宅を含む数字であり、施設からの行方不明はあってはならないことです。

これから暖かくなってまいりますので、十分お気をつけください。

### 3 個人情報をご慎重に扱ってください

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、顔写真など、特定の個人を識別できる情報を指します。また、病状や治療、障害など、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に注意して扱うべき情報は「要配慮個人情報」に該当します。

介護事業所では、利用者や家族の個人情報を多く扱い、そのほとんどは要配慮個人情報であるため、一層慎重な管理が求められます。（介護事業所における情報安全管理の手引きから抜粋）

FAXを使用した給付管理を行っている事業所も見受けられますが、誤送した場合は情報の漏洩にあたります。誤送リスクを回避するためにケアプランデータ連携システムをご活用ください。

万一、個人情報が外部に漏れてしまった場合は、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に知らせる必要があります。

安全対策の資料として、以下についてご紹介します。

個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/index.html>

「介護事業所における情報安全管理の手引き概要版」R7.3月 ICTを得意としない方向け

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202415010A-sonota.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202415010A-sonota.pdf)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（厚生労働省）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01\\_iryokaigo\\_guidance9.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01_iryokaigo_guidance9.pdf)